

第31回
堺市同和行政協議会

令和8(2026)年7月28日 (火)

会議名	第 31 回 堺市同和行政協議会		
令和8(2026)年7月28日（火） 午前10時00分～午前10時30分		会議場所	堺市役所 本館12階 第3・4委員会室
出席者			
（委員） 木畑 匡会長、井藤良子副会長 井上和希委員、田村登貴子委員、中田理恵子委員、小林淳子委員、辻野修治委員、 青谷幸浩委員、池尻秀樹委員、小野伸也委員、兼城 剛委員、中野貴文委員、 藤本幸子委員、山崎 光委員 （堺市） 濱ダイバーシティ推進監、古谷市民生活部長、山出戸籍住民課長、 吉田ダイバーシティ推進部長、甚野ダイバーシティ企画課長、 坂本ダイバーシティ企画課参事、六波羅ダイバーシティ企画課参事、 中嶋人権推進課長、辻学校教育部部理事、松井人権教育課長 （傍聴人）3名			
案 件	(1)本人通知制度について (2)堺市同和行政協議会の見直しについて		
会 議 内 容			
事 務 局	定刻になりましたので、ただいまより第 31 回堺市同和行政協議会を開催させていただきます。 委員の皆様には、ご多忙のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。進行を務めます ダイバーシティ企画課 当間です。よろしくお願いします。 本日は 14 人の委員が出席されております。本協議会条例第 5 条第 2 項の規定による定足数に達していることをご報告申し上げます。 それでは、開会に当たりまして、ダイバーシティ推進監 濱よりご挨拶を申し上げます。		
濱 ダイバーシティ 推 進 監	市民人権局ダイバーシティ推進監の濱でございます。本日はお忙しい中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。第 31 回堺市同和行政協議会の開催にあたりまして、ご挨拶申し上げます。 委員の皆様におかれましては、日頃から本市の人権行政、とりわけ同和問題の解決に向けた取組に対しまして、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。 本市では、すべての人の人権が尊重され、多様性を認め合い、誰一人取り		

事務局	残さない社会の実現をめざし、様々な人権施策を推進しております。 現在は、令和 9 年度を始期とする「第 4 期堺市人権施策推進計画」の策定作業を進めております。社会情勢や人権課題の変化に的確に対応し、同和問題をはじめとする様々な人権課題の解決に向けた取組の方向性を示す計画となるよう取り組んでいるところでございます。 また、8 月 8 日及び 9 日にアリオ鳳で開催いたします「平和と人権展」では、同和問題をテーマに取り上げます。同和問題は決して過去の問題ではなく、今なお解決に向けて取り組むべき重要な人権課題であり、市民の皆様に正しい理解と認識を深めていただけるよう、啓発に努めたいと思っております。 同和問題の解決に向けては、当協議会の委員の皆様のご助言、ご協力をいただきながら、関係機関等と連携し取組を進めてまいります。引き続きご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。 委員の皆様には、それぞれ専門のお立場からご意見をいただき、本日の案件につきましてご審議くださいますようお願い申し上げます。 簡単ではございますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。 ありがとうございました。 それでは、本日の資料を確認させていただきます。 まず、次第と資料 1～4 を机上に置かせていただいております。それから、座席表と名簿、そして濱ダイバーシティ推進監からもご案内させていただきました「平和と人権展」のチラシも置かせていただいております。不足等はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。 では次に、本日ご審議いただきました内容は、会議終了後、会議録を作成し、市ホームページ等において公開いたします。 本日の会議録の署名につきましては、以前より会長ともう 1 名ということになっております。前は辻野委員でしたので、本日ご出席の委員から五十音順の続きで中田委員にお願いしたいと考えております。よろしくお願いいたします。 また、本日の当審議会の傍聴の方は 3 名でございます。なお、傍聴の方におかれましては、事前にご確認いただきました傍聴における遵守事項についてご協力よろしくお願い申し上げます。 それでは、進行につきまして、木畑会長にお願いしたいと存じます。木畑会長、よろしくお願いいたします。
------------	--

会 長	はい、了解をいたしました。改めまして、おはようございます。では議事に入らせていただきます。 その前に先ほど事務局から説明がありましたとおり、本日の会議録の署名につきましては私と中田委員にお願いします。 それでは案件に入ります。まず案件１の「本人通知制度について」事務局から説明をお願いします。
山 出 戸籍住民課長	戸籍住民課の山出と申します。着座にて説明させていただきます。 まずは資料１をご覧くださいまして、こちらの説明からさせていただきます。 戸籍や住民票の写しは、請求時に不正請求であることが判明している場合には交付されません。しかし過去には行政書士等が身元調査を目的として請求事由を偽り、戸籍や住民票の写しの交付を受けていた事案が発生しました。このような状況を踏まえて、本市では平成 26 年 2 月から本人通知制度を実施しています。現在のところ、本市において不正請求が確認された事例はありませんが、他の自治体では大量の不正請求が発覚した事案が複数報告されています。そのため本市においても将来的に不正請求が発生する可能性は否定できず、適切な対応が求められています。 続いて、被害者告知型本人通知制度について説明いたします。 この制度の目的は個人情報の保護に関する法律の基本理念に基づき、個人の権利利益の保護を図ることを目的としています。具体的には、不正請求による個人情報の不適切な利用を抑止すること、被害の早期把握と被害者拡大の防止、そして本人による適切な対応を促進することをめざしています。また市民の皆様への個人情報に対する安心感を高めるとともに、戸籍事務や住民基本台帳事務に対する信頼性の確保と向上を図ることも、重要な目的です。 次にこの被害者告知型本人通知制度の内容について、説明いたします。 まず不正請求であることが明らかになった場合は、関係書類を確認した上でその情報を取得された本人、いわゆる被取得者に対して告知を行います。具体的には、住民基本台帳法または戸籍法の規定違反に係る判決や決定が確定した場合、あるいは報道機関などにより不正請求が公表され関係機関への確認によって不正であることが確認できた場合が対象となります。 また、不正請求の恐れがある場合にも対応を行います。例えば士業者による住民票や戸籍の取得に関して、懲戒処分の情報提供があった場合など、その請求者による他の請求についても、不正請求の可能性が高いと認められる

中 嶋 人権推進課長	場合には、当該請求者に対して疎明資料などの提出を求めます。 提出された資料を精査した結果、不正請求であると認定できる場合には被取得者に対して告知を行います。さらに、告知後に被取得者から相談があった場合には、関係部署を案内するなど状況に応じた対応を行います。 最後にこの制度は、令和 8 年 8 月 1 日から開始いたします。この制度は不正請求による個人情報の不適切な利用を防止し、市民の権利利益を守るための重要な取組です。今後も適切な運用を通じて、市民の皆様が安心できる行政サービスの提供に努めてまいります。被害者告知型本人通知制度については以上です。 次に事前登録制本人通知制度について、資料 3 をご覧ください。この制度は平成 26 年 2 月からスタートしており、年間の推移を示しております。少し伸び悩んでいましたが、昨年度は色々なことを試みまして、ほんのわずかですが上昇しているのかなと思います。昨年の方の月間の登録者数も表示しております。 今年度に入って登録者数は下がり気味ではありますが、このような状況で推移しているということをご報告させていただきます。私の方からは以上になります。 続きまして、(2) 事前登録制本人通知制度登録者増加への取組につきまして、人権推進課長中嶋からご説明をさせていただきます。 人権啓発イベント等で制度周知のためのチラシにつきまして、引き続き配布をしております。本年度につきましては、資料に記載のイベントにおきまして、チラシの配架を予定しております。 一番上の「平和と人権を考える市民の集い」につきましては、7 月 4 日開催でございます。こちらでは入場された 273 名の方にチラシをお配りさせていただいております。 以下、「平和と人権展」8 月 8 日から 8 月 9 日にかけてのイベント等におきまして、制度周知のためのチラシの配架に引き続き取り組んでまいります。加えまして本年度ですけれども、「平和と人権展」におきまして、本人通知制度の啓発パネルを設けさせていただきまして、パネルでの周知にも取り組んでまいります。人権推進課からの説明は以上でございます。
坂 本 ダイバーシティ企画課参事	続きまして、職員に対する登録者増加への取組について説明します。 ダイバーシティ企画課の坂本です。よろしくお願いします。

	こちらは今年度新たな取組となりますが、新任役職者、今年度新たに課長、課長補佐、係長に就任した職員に対する人権研修の中で、本人通知制度について周知し、登録を呼びかけました。 また、これから実施する入庁 2 年目、3 年目の職員に対する人権研修の中でも本人通知制度の周知、登録の呼びかけを行っていく予定です。 そして、職員への働きかけと状況把握のために、また、各職員研修で周知を行った後の効果を確認する意味もあり、今年度も全職員に対して通知文を送付し、職員アンケートを実施する予定です。説明は以上です。 以上が、案件 1 の説明になります。
会 長	ただいま、本人通知制度について説明をいただきました。このことについて、委員の皆様、何かご質問がありましたらお願いします。 井上委員。
井 上 委 員	ご説明ありがとうございました。以前から審議いただいていた被害者告知型本人通知制度が実現したことをありがたく思います。 何点か進捗状況についてお聞きします。前回、前々回とお話があったと思いますが、事前登録型本人通知制度の推移についてもお示しいただきましたが、伸び悩んでいるということも含めてご説明いただきました。 以前から登録者数の数値目標の設定やイベント等での出張登録窓口の設置について提案してきました。それらの取組状況と、8 月から開始される被害者告知型本人通知制度の周知方法についてお聞かせください。よろしくお願いいたします。
会 長	ご説明をお願いします。
山 出 戸籍住民課長	はい、ご意見ありがとうございます。 まず本人通知に対して、事前登録者の出張申請については検討中ではありますが実施するに至っていないのが現状です。 ただ今後いろんなことをやっていく中で前回お示ししましたとおり目標値は大阪府の八尾市を除いた平均値を設定しておりまして、この達成目標に向けて取り組んでいるところです。 また、被害者告知型本人通知制度の周知に関して、まず 8 月にホームページにアップする予定、そして士業の方にも通知文を送り情報提供をさせていただこうと考えております。以上です。

井 上 委 員	ありがとうございます。堺市の人口約 80 万人に対し、登録者数の目標について、何%あるいは何人といった具体的な数値目標は設定されているのでしょうか。
山 出 戸籍住民課長	今後 2 年間で登録者数を約 900 人増やすことを目標としています。年間 100 人程度の登録実績からすると高い目標ですが、達成できれば登録率は約 0.4%となり、目標値に近づくと考えています。
井 上 委 員	はい、ありがとうございます。また引き続き、お力になれる部分があれば協力させていただきますのでよろしくお願いいたします。
中 田 委 員	被害者告知型本人通知制度が実現したことについて、私からも感謝申し上げます。目標値を大阪府平均の 0.4%とされているとのことですが、年間の登録者数だけでなく、年次計画を立てて着実に登録者数の増加を図っていただきたいと思います。市民の権利保護の観点からも、多くの方に登録いただくことが重要であると考えますので、次回は年次計画を示していただきたいと思います。 また、職員研修後に実施しているアンケートについて、経年変化としてどのような傾向が見られるのか教えていただきたいと思います。
坂 本 ダイバーシティ企画課参事	ダイバーシティ企画課坂本です。アンケートはまだ 1 回しか実施しておりません。今後経年変化を確認できるような形で実施していきたいと思っています。以上です。
中 田 委 員	アンケート結果については、経年変化や課題を把握するため、今後も本協議会に資料として提出していただきたいと思います。
坂 本 ダイバーシティ企画課参事	承知しました。
古 谷 市民生活部長	市民生活部長の古谷です。ありがとうございます。年次計画については、今後検討を進め、計画的に取り組んでまいりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

会 長	はい。ありがとうございます。よろしいですか。他にございますでしょうか。 藤本委員。
藤 本 委 員	はい、ありがとうございます。登録者数の推移を見ると、令和 8 年 2 月は他の月に比べて増加しているようですが、その要因について教えてください。また、登録者数が伸び悩む中、登録者のきっかけや動機について把握している傾向があればお聞かせください。
山 出 戸籍住民課長	戸籍住民課長の山出です。令和 7 年 2 月の登録者数の増加については、職員アンケートの実施による効果があったものと考えています。また、1 月の増加については、転入者への啓発チラシの配布も要因の一つと考えています。一方で月ごとの増減要因を明確に把握することは困難な状況です。なお、登録者の傾向についても、電子申請の増加により登録の動機等を把握できておらず、詳細な分析には至っていません。
藤 本 委 員	ありがとうございます。
会 長	はい。他にございますでしょうか。 ご質問は、以上ということでしょうか。 では、案件 1 としては以上としまして、次に案件 2 に移ってまいります。「堺市同和行政協議会の見直しについて」事務局から説明をお願いします。
坂 本 ダイバーシティ企画課参事	ダイバーシティ企画課の坂本です。それでは、案件 2「同和行政協議会の見直し」についてご説明いたします。お手元の資料 4 をご覧ください。 堺市同和行政協議会条例施行規則第 6 条に「運営委員」に関する規定がございます。現在、この規定に基づき委員の皆様は運営委員を互選いただいています。しかしながら、平成 14 年に同和対策協議会から同和行政協議会へ改称して以降、議事運営委員会は開催されておらず、協議事項については全て本会議において審議しています。このため、現状に即した形とするため、規則の改正を行い、「運営委員を置く」としている規定を「運営委員を置くことができる」へ改めたいと考えています。この改正により必要が生じた場合にのみ運営委員を互選することが可能となります。 また、これまで委員改選のたびに行ってきた運営委員の互選を省略できることから、会議運営の効率化にもつながるものと考えています。

	説明は以上です。本件につきまして、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
会 長	ありがとうございます。ただいま堺市同和行政協議会の見直しについてのご説明をいただきました。このことについて何かご質問がありましたら、よろしくお願ひします。
	ご説明の通りですのでご質問なしということではよろしいでしょうか。この案件については、ご承認いただかないといけませんので、堺市同和行政協議会の施行規則を見直すということではよろしいでしょうか。
	【異議なし】
	はい、ありがとうございます。それでは堺市同和行政協議会の見直しについて、施行規則を見直すこととして承認します。
	本日の案件としては以上ですが、委員の皆様、特に何かございませんでしょうか。なければ事務局から連絡事項をお願ひします。
事 務 局	はい、事務局です。今年度、この協議会でご審議いただきました審議内容については、昨年度同様令和 8 年度報告書という形で木畑会長に内容をご確認いただき、会議録とともに市ホームページ等で公開させていただきます。
	また、次回の同和行政協議会につきましては、第 30 回会議において委員の皆様からご承認いただきましたとおり、令和 9 年 7 月委員改選後の開催を予定しております。事務局からは以上でございます。
会 長	はい、ありがとうございます。今の連絡事項について何かご質問等ございませんか。
	はい、ご質問なしということで進行させていただきます。
	それでは今回の会議を持ちまして、皆様の任期期間中の会議は終了となる予定です。前回の会議で皆様からご承認いただきましたとおり、次回の委員改選は令和 9 年 7 月に予定しております。
	それでは、これを持ちまして、第 31 回堺市同和行政協議会を終了いたします。皆様ありがとうございました。